研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 1 2 日現在

機関番号: 14301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2020~2022

課題番号: 20K01272

研究課題名(和文)違憲審査における論証責任・論証度の役割と違憲審査基準論の再構築

研究課題名(英文) The Reconstruction of the Constitutional Theory on the Tests for Judicial Review: The Role of Burden and Standard of Proof in Constitutional Review

研究代表者

土井 真一(Doi, Masakazu)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号:70243003

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.600,000円

研究成果の概要(和文): 違憲審査における論証責任の出発点は、立法事実と合憲性推定の原則であり、その理論的支柱が、James B. Thayerの明白性の原則である。明白性の原則は、合憲性推定の原則を前提とする論証度に関するルールであり、刑事訴訟における「合理的な疑いを超える証明」に相当する。論証責任・論証度は、議会による立法事実の認定や合憲性の判断を裁判所がどの程度敬譲的に審査するかという 問題であり、主に民主的正統性や専門的能力等の機関間関係の観点から規定される。日本の判例においても、特に経済的自由の領域では、論証責任・論証度を示唆する文言が見られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 日本における従来の違憲審査基準論は、法律が合憲となる要件を表す実体的判断基準に議論が集中してきたが、 最近、論証責任や論証度に焦点を当てた研究がなされてきており、本研究は、違憲審査基準における論証責任及 び論証度の意義、実体的判断基準と手続的基準の関係を理論的に解明し、論証責任の分配及び論証度の設定の基 準について検討を加える体系的で本格的な理論研究と位置付けることができる。特に、本研究には、論証責任・ 論証度という手続的基準を媒介及として立法事(領)を理憲審査基準論を接合し、これをを相互に関連付けて捉え ることにより、違憲審査における訴訟当事者の役割を明らかにするという、学術的意義もあるといえよう。

研究成果の概要(英文): The starting point for the theories of burden of proof in constitutional review is legislative fact and the presumption of constitutionality, the theoretical pillar of which is James B. Thayer's rule of clear mistake. This famous standard is a rule for standard of proof in argumentation based on the presumption of constitutionality and is equivalent to "proof beyond reasonable doubt" in criminal litigation.

The burden and standard of proof in constitutional review is a question of the degree of deference with which courts review findings of legislative fact and determinations of constitutionality by the Congress and, therefore, is primarily determined in terms of interagency relations such as democratic legitimacy and expertise. In Japan, the burden and standard of proof in constitutional review is found especially in the cases on economic freedom.

研究分野: 憲法

キーワード: 違憲審査基準 論証責任 論証度

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

我が国の憲法学では、アメリカの最高裁判例・学説を参考にして、裁判所が法令の違憲審査を行う際の判断基準として違憲審査基準論が提唱されてきた(芦部信喜『憲法学 人権総論』(有 斐閣、1994 年) 213-245 頁など)。近時、これに対して、事案ごとの比較衡量で柔軟に憲法判断を行ってきた我が国の裁判所には、違憲審査基準論よりも、ドイツの憲法裁判所等において用いられる比例原則論が適していると主張されるようになり(松本和彦『基本権保障の憲法理論』(大 阪大学出版会、2001 年) など)、違憲審査基準論と比例原則論のどちらが、我が国の違憲審査にとってより望ましいのか、あるいは、両者を接合する可能性はあるのか、といった点について議論がなされてきた。そしてこれまでの議論は、違憲審査基準論のように、厳格度が異なる複数の基準を設定することにより、裁判所による比較衡量の枠付けを志向するのか、それとも、比例原則論のように、審査密度の違いはあれども、個別の事案に即した柔軟な比較衡量を志向するのかという、違憲審査の実体的判断基準の問題をめぐって行われてきた(高橋和之『体系憲法訴訟』(岩波書店、2017 年)228-253 頁など)。

しかし、違憲審査基準論と比例原則論の重要な相違として、実質的に、違憲審査を当事者主義的に行うか、職権主義的に行うかという手続的問題がある。違憲審査基準論は、基本的に、違憲審査を当事者主義的枠組みで構成しようとするものであり、その場合には、実体的判断基準を充たすことを、いずれの当事者が論証する責任を負うか(論証責任) あるいはどの程度の論証が要求されるか(論証度) という違憲審査の手続的基準が問題となる。従来、この手続的基準は、いわゆる二重の基準論との関連で言及され、その理論的根拠として、民主的な統治プロセスを重視するか、人権の実体的価値を重視するかは議論がなされてきたものの(松井茂記『二重の基準論』(有斐閣、1994年)など) 手続的基準それ自体は解明されてこなかった。

具体的には、第1に、違憲審査において、なぜ論証責任及び論証度が問題になるのか、これらの手続的基準を違憲審査基準の中にどのように位置付けるのかという、論証責任及び論証度の意義について十分な考察が行われてきたわけではなかった。特に論証度の問題については、ほとんど議論がなされてきていないと言ってよい。第2に、実際の違憲審査において違憲審査基準を適用する場合に、実体的判断基準と論証責任及び論証度がどのように関連付けられるのかという点も解明されてこなかった。第3に、どのような基準に基づいて論証責任の分配を行うかも明確に示されてこなかった。本来、論証責任は立法事実の存否の推定に関わるものであるから、議会が法律制定時に依拠した立法事実の認定・判断に対して、裁判所がどの程度の敬譲を払うべきかという司法の自己抑制が問題となる(阪口正二郎「セイヤーの司法の自己抑制論再考」聖学院大学総合研究所紀要51号(2011年)13頁以下)。それゆえ、違憲審査基準は従来、主として制約される人権の性質・重要性に基づいて設定すべきであるとされてきたが、論証責任を視野に入れた場合には、さらに議会と裁判所との機関間関係をも考慮に入れて設定する必要があると考えられた。

2.研究の目的

以上のような背景から、本研究では、違憲審査基準のうち手続的基準に焦点を当てて、論証責任及び論証度に関する問題を検討し、さらに実体的判断基準との関係を明らかにすることにより、一方で違憲審査基準論の憲法解釈論上の位置付けを理論的に明確にするとともに、他方で具体的な憲法訴訟において実際に用いることができる形で違憲審査基準を定式化し、我が国の違憲審査の在り方に関する議論を新たな地平へと進めることを研究の目的として設定した。

3.研究の方法と課題

近年、違憲審査基準論の母国であるアメリカ合衆国においても、比例原則との対比において、 違憲審査基準論を捉え直す研究が多く見受けられるようになってきた。そこで、本研究において は、アメリカ合衆国の判例・学説の調査・分析を基礎として、我が国の判例・学説を再評価し、 その比較を通じて新たな知見を得るという方法を用いることにした。

第1に、アメリカ合衆国において現代的な違憲審査基準論が確立するのは、1960年代以降であるが、司法の自己抑制に関する議論は、既に19世紀末頃には存在している。そこで、司法の自己抑制についての先駆者である James B. Thayer の研究などを再検討することを通じて、論証責任の分配や論証度の設定基準に関する理論的根拠の淵源を明らかにし、論証責任・論証度の問題が議会と裁判所の機関間関係に及ぼす影響を検討するとともに、それが現代における違憲審査基準論と比例原則の問題にどのような影響を及ぼしているかを解明することを課題とした。

第2に、経済的自由や平等保護などの合憲性の推定が妥当する分野を中心に、最近のアメリカ合衆国及び我が国の判例・学説を比較・分析することを通じて、実体的判断基準と論証責任・論証度がどのように関連付けて用いられているかを解明することにし、それを踏まえて、訴訟当事者が違憲審査において果たすべき役割を明らかにすることを課題とした。

第3に、アメリカ合衆国において正統派の司法審査理論を展開している Richard H. Fallon, Jr. の研究などを参考にしつつ、実体的判断基準との対比で論証責任及び論証度の意義を明確にし、違憲審査基準論を統治機構論と基本的人権論を架橋するものとして再構築することで、憲法解釈論における体系的位置付けを明らかにすることを課題とした。

本研究グループにおける各人の具体的な役割としては、研究分担者である岸野が上記第1の課題を、伊藤が第2の課題を担当した。研究代表者である土井は、第3の課題を担当するとともに、研究全体を総括した。

また、毎年度2回程度開催した研究会では、研究代表者及び分担者が研究報告を行い、意見交換することで、各人の研究状況を共有する機会を設けるとともに、ゲスト・スピーカーを招き、必要な知見及び情報を得る機会を設けた。なお、研究開始当初は、アメリカ合衆国での文献調査及び研究者等へのインタビューも実施する予定であったが、新型コロナウィルス感染症の感染状況に鑑みて、これらは断念せざるをえなかった。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果

本研究の主な成果は、 James B. Thayer の司法の自己抑制論、 論証責任・論証度の内実、 及び 論証責任・論証度と実体的判断基準の関係の3点にまとめられる。以下に、その概要を示す。

James B. Thaver の司法の自己抑制論

まず、司法の自己抑制論の源流としての James B. Thayer にとって、立法府の憲法解釈への 敬譲は、多様な解釈を許容する憲法の特質を前提とした、裁判所の制度上の適切な謙虚さを示す ものであった。当時の合憲性の推定は、立法府が法律の必要性・適切性を慎重かつ誠実に評価し うるという信頼に基づいていた。それゆえ、憲法の意味をめぐる自由な議論や決定の機会を、立 法府から奪うことは、立法府の責任感の喪失、有権者の立法者の資質に対する無頓着につながる と思われた。社会経済分野の新たな問題への対応が求められ始める 19 世紀末のアメリカという 文脈において、James B. Thayer は、三権の協働のために裁判所のなすべきことは、「憲法の真 の解釈を宣言することではなく、他部門が合理的な行動をとったかどうかを判断すること (James B. Thayer, Constitutionality of Legislation: The Precise Question for a Court, 38 Nation 314, 314 (1884))」であると繰り返し唱えている。そして、その理念をルールとして定式 化したものが、「明白性の原則 〟 すなわち、違憲の疑いが合理的な疑いを超えるほどに明白であ る場合にのみ、裁判所は当該法律を違憲と宣言することができるという原則であった(James B. Thayer, The Origin and Scope of the American Doctrine of Constitutional Law, 7 HARV. L. REV. 129 (1893) 。彼の憲法解釈観と各機関の役割論に支えられたこの原則は、当時のアメリカ の文脈において、憲法解釈に積極的な姿勢を示す司法に対する、基準の定立を通じた統制として の意味をもったものと考えられる。

論証責任・論証度の内実

次に、論証責任・論証度の内実についてであるが、そもそも違憲審査における証明責任の問題が主張され始めたのは、立法事実の重要性が認識されるようになったこと、そして、そのための「証拠の法則」の問題として合憲性推定の原則の導入が図られ、合憲性推定は「事実の領域」の問題であるとされたことに起因すると考えられた(芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』(有斐閣、1981年)28-29頁、同『憲法訴訟の理論』(有斐閣、1973年)132、140頁)。そこでは、立法事実が純粋な事実ではないことを自覚しつつも、立法事実の存否を事実問題に引き付けることで、訴訟法における証明責任を違憲審査にも導入しようと試みられた。しかし、このような試みに対しては、法律の憲法適合性は法律問題なのであるから、その法律の合理性を支える立法事実の存否も法律問題であり、法律問題に証明責任は妥当しないはずであるという批判が投げかけられてきた(安念潤司「憲法訴訟の当事者適格について」芦部信喜先生還暦記念論文集『憲法訴訟と人権の理論』(有斐閣、1985年)381頁注(8)。

けれども、第1に、立法事実に関する主張を「命題」だと考えればその立法事実の存否やその 主張の当否を二値的に評価することが一応可能になるので、立法事実に関する主張にも、証明責 任と証明度を類比することが可能である。第2に、どのような場合に確信に至ったといえるのか、 確信に至らなかった場合どのように処理すればよいのかに関するルールに基づかずに立法事実 の存否やその主張の当否を判断することは、裁判所が恣意的に判断したのではないかという疑 いを招きうる。そのため、違憲審査において証明責任と証明度類似のものを語ることには、裁判 所の判断の正当性を高める積極的意義があるといえる。

そうだとすれば、違憲審査が訴訟手続においてなされる以上、立法事実の存否やその主張の当 否が不明になった場合に裁判官はどのような判断を下すのかを示す基準は問題となるはずであ る。その意味で、「論証責任」は、客観的証明責任類似のものとして観念することができる。ま た、違憲審査においても、立法事実の存否やその主張の当否が不明になる場合の基準があって初 めて、その基準に至らなかった場合の処理が問題になるはずである。そのため、立法事実の存否 やその主張の当否について確信に至ったと裁判官が判断するための基準として、「論証度」を観

論証責任・論証度と実体的判断基準の関係

最後に、論証責任・論証度と実体的判断基準の関係について、以下のような成果を得た。

違憲審査における論証責任を考える上で出発点をなしたのが立法事実と合憲性推定の原則であったが、その合憲性推定の原則の理論的支柱になったのが James B. Thayer の「明白性の原則」であった。前述したように、Thayer の「明白性の原則」は、違憲の疑いが合理的な疑いを超えるほどに明白である場合にのみ、裁判所は当該法律を違憲と宣言することができるという考え方だと定式化される。この「明白性の原則」については、「立証責任理論における説得の程度に関する『合理的な疑い(beyond reasonable doubt)』の定式を、違憲審査に応用したものであることは明らかである」との指摘があるように(原竹裕『裁判による法創造と事実審理』(弘文堂、2000年)201頁)、刑事訴訟における原則的証明度を想起させる定式となっている。このことから、Thayer の「明白性の原則」は、「合憲性推定の原則」を前提とした「論証度」に関するルールの1つであると位置づけられ、それは、刑事訴訟における原則的証明度としての「合理的な疑いを超える証明」に相当するものであったと整理した。

その上で、論証責任・論証度と実体的判断基準の関係について検討してみると、違憲審査における論証責任・論証度は、議会による立法事実の認定や憲法適合性に関する判断に対して裁判所がどの程度敬譲して違憲審査に臨むかという問題なのだから、主として「(法的または民主的)正統性」や「専門性(機関適性)」といった機関間関係の観点から変動させることができる。その結果を体系的に整理すれば、合憲性推定・違憲性推定それぞれの程度が強い実体的判断基準に上限の論証度を対応させ、合憲性推定・違憲性推定それぞれの程度が弱い実体的判断基準により低い論証度を対応させることが親和的だと考えられた。

(2)得られた成果の国内外における位置付けとインパクト

日本における従来の違憲審査基準論は、法律が合憲となる要件を表す実体的判断基準に議論が集中してきたが、最近、論証責任や論証度に焦点を当てた研究がなされてきている(例えば、村山健太郎「二重の基準論の現在」法律時報 91 巻 5 号 (2019 年) 19 頁以下、木下昌彦「職業の自由事案における憲法判断の枠組み 平成 4 年酒類販売免許制判決調査官解説を読む 」法律時報 91 巻 5 号 (2019 年) 76 頁以下など)。このような研究動向の中で、本研究は、違憲審査基準における論証責任及び論証度の意義、実体的判断基準と手続的基準の関係を理論的に解明し、論証責任の分配及び論証度の設定の基準について検討を加えるものであり、この領域における体系的で本格的な理論研究と位置付けることができる。以下では、本研究の意義について、議会と裁判所の機関間関係と 手続的基準の意義の 2 点から示す。

議会と裁判所の機関間関係

論証責任は、「裁判官という解釈主体に着目する語用論的な観点から、裁判官の思考過程を整序する」ものであるといわれることからすれば(石川健治 = 大村敦志「判批(最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁)」法学協会雑誌114巻12号(1997年)1551頁〔石川執筆〕)、違憲審査基準論は、あくまで裁判官という解釈主体が、問題となっている法律に対して提起される憲法問題に対して、どのような思考過程で衡量を行うべきかのルールを表しているのだから、裁判官以外の解釈主体は、このルールに従って考える必要は必ずしもないということになる。これは、ある法律の憲法適合性に関する判断は議会・政府と裁判所とで異なってもよいということであって、そのことは、裁判所が民主的正統性を強くもつ議会によって制定された法律に対しどのような態度で臨むべきかという機関間関係(特にその表れとしての、司法の自己抑制論・敬譲)を主たる考慮要素として、論証責任の分配が決定されることに現れよう。

このように、本研究は、違憲審査における論証責任・論証度を裁判所による議会に対する敬譲という機関間関係の問題として位置付け、違憲審査基準論を媒介項として、統治機構論と基本的人権論を接合することで(統治機構論 違憲審査基準論 基本的人権論) 憲法解釈論の基本的枠組みを再構築するという、学術的独自性を有している。また、このような再構築を通じて、違憲審査基準をより多面的・多角的に分析し、実際の憲法訴訟における適用に耐え得るように、より精緻に定式化するという点で、実務的意義をも有している。

手続的基準の意義

論証責任・論証度という手続的基準は、法的には、立法事実の存否やその主張の当否を明確に確信することが困難である場合に、それを手続的に解決しようとする試みであると位置づけることができ、裁判過程においてそれを明示するよう、あるいは少なくともそれを意識した判断を示すよう裁判所に求めるものである。このように位置づけることで、手続的基準は、訴訟当事者の論証活動に投影され、裁判所の憲法判断の当否を訴訟当事者の論証に事実上帰責するものになり、訴訟当事者が裁判所の憲法判断に参画するための手続論的装置として機能することになる。その結果、論証責任と論証度には、違憲審査において、実体的な意味内容が必ずしも明確に確定していない基準をその論証手続という側面から規定し、訴訟当事者の論証活動に可能な限り基づいた憲法判断が示されることを確保するよう機能することにより、訴訟当事者が議論に参加するための手続的条件を保障する装置としての意義が認められる。

それゆえ、本研究には、論証責任・論証度という手続的基準を媒介項として立法事実論と違憲審査基準論を接合し(立法事実論 論証責任・論証度 違憲審査基準論) これらを相互に関連付けて捉えることにより、違憲審査における訴訟当事者の役割を明らかにするという、学術的意義もあるといえよう。

(3)今後の展望

以上を踏まえ、最後に、本研究から得られた知見を基にした今後の展望について、 職業選択の自由に関して最高裁判例が用いる違憲審査基準と 救済法において一定の判断基準を認める可能性の2点から示す。

職業選択の自由に関して最高裁判例が用いる違憲審査基準

日本の最高裁判例の中では、特に経済的自由の領域において、論証度が基準の定式において示唆されているものが存在する。例えば、 小売市場事件に関する最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 巻 9 号 586 頁のように、「著しく不合理であることの明白である」ことを求める基準、森林法共有分割制限事件に関する最大判昭和 62 年 4 月 22 日民集 41 巻 3 号 408 頁のように、規制目的が「公共の福祉に合致しないことが明らかであるか」、「規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであ」ることを求める基準、酒類販売免許制事件に関する最判平成 4 年 12 月 15 日民集 46 巻 9 号 2829 頁のように、「必要性と合理性についての立法府の判断が、……政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なもので」あることを求める基準、 薬事法距離制限事件に関する最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 巻 4 号 572 頁のように、立法府の「合理的裁量」に言及しつつ「著しく不合理(なもの)であること」も「明白である(明らかである)」ことも求めていないような基準などである(曽我部真裕「職業の自由」法学教室 496 号 (2022 年) 61-65 頁を参照)。

「明白である(明らかである)」ことを求めている用語のみを手続的基準と解するならば、その有無により、論証度は2種類しかないと整理できるが、それだけでなく、不合理性の程度が「著し」いことを求めている用語なども手続的基準を示すものと解するならば(異智彦「事実認定論から見た行政裁量論 裁量審理の構造に関する覚え書き 」成蹊法学87号(2017年)160-161 頁を参照)、事態はより複雑になってくる。しかも、刑事訴訟における原則的証明度としての「合理的な疑いを超える証明」を原則的論証度と解したとしても、その他に日本の裁判実務一般において用いられている証明度は民事訴訟における原則的証明度としての「高度の蓋然性」に限られ、「証拠の優越」は用いられていないという現状からすれば、現時点で、最高裁判例が用いる定式と論証度の関係を確言することはできない。それゆえ、今後は、日本の最高裁判例における手続的基準の定式と論証度の関係を明らかにしていくことが求められよう。

救済法において一定の判断基準を認める可能性

また、訴訟法学においては、裁判による法創造の文脈での立法事実の収集と手続保障との関係で論証責任が提唱されてきたことに鑑みると(太田勝造『民事紛争解決手続論〔新装版〕』(信山社、2008年)109頁以下など〕違憲審査における法形成の文脈でも論証責任を活用することが考えられる。実際、裁判所による実効的な権利救済という局面に関して、「裁判所の正統な権利救済権限の行使についても、すべて裁判官の裁量にまかせずに、個々の事例ごとに当事者の主張・立証によって裁判官の権限行使を請求し、論証責任などの一定の要件を充たせば、権限行使を義務づけるという方式で、裁判を受ける権利の要請内容を語用論レベルから主体的に再構成する方向に議論を深めることが重要だと考えられる」という指摘もなされている(田中成明「法の支配と裁判を受ける権利(2・完) 法の支配論と法治国家論の統合的理解のための覚書」民商法雑誌156巻1号(2020年)222頁〕

仮に実体問題と救済手段の問題を段階的に検討するとすれば、救済法領域における裁判所の 裁量権行使の問題を権利救済という目的のための実効的な手段の選択の問題として捉えること により、何が実効的な手段か、その手段を採用することによって発生しうる不利益はどの程度か などを訴訟当事者に論証させ、それに基づいて裁判所が救済手段の選択を行うという構造に整 理することができ、裁判所のその裁量を統制するために論証責任を用いることも可能になるか もしれない。そのため、今後は、論証責任を介して、違憲審査基準論と憲法判断の対象及び範囲 に関する問題や救済方法の問題とを有機的に関連付けることにより、憲法訴訟論の理論的体系 を再構築していくことが求められるであろう。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件)

1 . 著者名	4.巻
岸野 薫	⁴²
2.論文標題	5 . 発行年
ジェイムズ・セイヤーの司法抑制論と違憲審査基準	2022年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
香川法学 = Kagawa law review	185~207
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.57372/00011410	無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1 . 著者名	4.巻
伊藤健	31号
2 . 論文標題 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律19条の憲法適合性 [最高裁判所第二小法廷令 和4年2月7日判決(LEX/DB25571941)]	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
新・判例解説Watch [雑誌版]	15~18
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1. 著者名	4 . 巻
伊藤健	14
2.論文標題	5 . 発行年
違憲審査における「論証責任」(1)	2023年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
人文社会科学論叢(弘前大学)	71~113
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 土井真一	4 . 巻 30号
2.論文標題	5 . 発行年
婚姻の際に夫婦別氏の選択を許さない民法750条及び戸籍法74条1号の合憲性	2022年
3 . 雑誌名	6 . 最初と最後の頁
法学セミナー増刊 速報判例解説	23-26
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著

1.著者名	4 . 巻
岸野薫	40
2.論文標題	5.発行年
司法過程における立法事実 アメリカの立法事実論の一断面	2021年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
香川法学	285-302
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.57372/00007216	無
 オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1 . 著者名	4 . 発行年
伊藤 健	2021年
2. 出版社	5.総ページ数
成文堂	440
2 = 4	
3 . 書名	
違憲審査基準論の構造分析	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

0	. 丗允組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
	岸野	香川大学・法学部・准教授	
研究分担者	(Kishino Kaori)		
	(70432408)	(16201)	
	伊藤 健	弘前大学・人文社会科学部・助教	
研究分担者	(Ito Takeshi)		
	(40849220)	(11101)	

7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------